

株式会社ＴＭＣ「秋田太平八田太陽光発電所建設計画」に係る第二種事業についての判定について

令和４年８月１日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産業保安グループ

当省は、株式会社ＴＭＣ「秋田太平八田太陽光発電所建設計画」に係る第二種事業についての判定を行った結果、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成１０年通商産業省令第５４号）」第１６条（第二種事業の判定の基準）に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、同条第１４号（自然環境）の規定に該当し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められることから、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第４条第３項第１号の規定に基づき、本日、株式会社ＴＭＣに対し、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで、当該第二種事業が実施される区域を管轄する秋田県知事宛てに同様の通知を行った。

（これまでの手続き）

第二種事業概要等の届出受理	令和４年６月６日
秋 田 県 知 事 意 見 照 会	令和４年６月１０日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和４年７月１２日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、立松

電話０３－３５０１－１７４２（直通）